

## 同窓会組織の法人化について

朝陽同窓会

### 1 基本的考え方

現在、新宿高校には、任意団体である朝陽同窓会（以下「同窓会」）と、主要資産の館山寮などを所有する一般財団法人朝陽会（以下「財団」）の2つの組織が併存しています。

両組織は、これまで、それぞれ歴史的経緯により、別個に運営されていたものですが、両組織の関係が不明確であり、その運営において非効率な側面もみられました。また、同窓会については、長く任意団体として運営されてきましたが、すでに卒業生は累計3万人を超え、今後は、より持続可能な団体として、資産管理や会費等の財務管理面において、ガバナンスを向上させ、より信用度の高い組織的運営を行っていくことが重要となってきました。そこで、新宿高校の支援、資産の管理運用、同窓会活動（事業・会計）の明確化と透明性の確保、ならびに永続的な維持・発展のため、同窓会を一般社団法人に改組した上で、財団との一本化をすることが不可欠であると考えられます。

### 2 一般社団法人化のメリット

財団と同窓会を一本化する目的のほか、同窓会の一般社団法人化のメリットは次のとおりです。

- ・任意団体に比べ社会的信用が高まる。
- ・土地・建物を同窓会名義で登記し、同窓会として適正な管理を継続できる。

- ・同窓会名義で銀行口座を開設できる（現状は個人名義）。
- ・個人所得とみなされるリスクを回避できる。
- ・法人からの寄附金の一部を損金算入できる。
- ・運営・会計報告等の第三者性を担保できる。
- ・収益事業を行わず非営利性を徹底すれば、非課税・減免の対象となる。

### 3 法人の名称

一般社団法人新宿高校朝陽会（仮称・以下「法人」といいます。）とします。

### 4 主要な事項

法人の組織および運営については、定款（設立に際し、公証人による認証と法務局での登記を必要とします。）に具体的に定めることとなります。法令の定めるところにより変更・追加しなければならない事項については改めるものの、可能な限り、現在の運営方法を継続することといたします。

#### （1）会員の定義

義務の履行（会費の納入）と権利の行使（法人運営への参画）を勘案し、会員の定義を行います。権利を行使できる会員（原則として卒業生）を正会員とし、正会員は会費納入者とします。そのほかに、特別会員、在校生会員を設けます。基本的構成は、同窓会と同様ですが、財団と平仄をあわせて、在校生も在校生会員として構成員といたします。なお、従来同窓会の普通会員であった者は法人の正会員に、特別会員であった者は特別会員に移行し、また、在校生もそのまま在校生会員となるので、別途入会手続きをとる必要はありません。

同窓会	法人
普通会員（原則として卒業生による会員資格）	正会員（会費納入者・資格は現行と変更なし）
特別会員（現旧教職員）	（変更なし）
（なし）	（新設）在校生会員

注) 入会金・会費の未納により、当然に当該会員が、会員の資格を喪失するわけではありません。

## （２） 総会

法人は、一般社団法人及び社団法人に関する法律（以下「法人法」といいます。）に基づき社員総会を設けなければなりません。しかし、卒業生はすでに累計３万人を超えており、一般社団法人として、法人法の規定に則り社員総会を運営するには、全会員を構成員とすることは限界があります。そこで、正会員に等しく同窓会運営に関する権限を定めつつ、会員の総意による総会運営を効率的に進めるため、法人では、次の内容の「代議員制」を導入します。

- ① 正会員から選出された代議員を、法人法上の「社員」とし、総会は代議員をもって、構成するものとします。
- ② 代議員は、原則として、新宿高校の卒業年度ごとに、２名以内の、互選により選出された正会員とします。
- ③ 代議員の任期は２年とし、再任を妨げないものとします。

なお、代議員制導入後は、別途、全会員およびPTAに向けて、報告会を開催する予定です。

## （３） 役員および理事会

総会において選任された役員（理事および監事）により、法人の具

体的な事業運営を進めます。

役員定数は、理事が5名以上15名以内、監事は2名以上5名以内とし、理事会の決議により、理事の中から、会長（代表理事）、副会長（業務執行理事）を定めます。なお、同窓会との比較は次のとおりです。

同窓会	法人
会長（1名）	会長（1名）
副会長（15名以内）	副会長（3名以内）・それ以外の理事
幹事長	（廃止）

理事の任期は2年、監事の任期は2年とし、通算で5期10年以内であれば、再任を妨げないものとします。

#### （4） 会費

原則として、現在の会費制度（入会金、年会費）を引き継ぎます。また、従来財団が入学時に徴収していた「賛助金」については、財団と一体化した後に、「施設管理費」として徴収することとする予定です。

#### （5） 主要な書類の整備と配備

法人法等に基づき、貸借対照表、損益計算書等の必要書類を作成し、5年間主たる事務所に配備します。

#### （6） 事業年度

毎年4月1日から3月31日とします（現在と同じ）。なお、初年

度は、法人登記の日（設立の時）から2027（令和9）年3月31日までとします。

#### （7） 事務局、支部および委員会

法人には事務を処理するため事務局を置き、会長が任免する事務局長その他の職員を置きます。また、理事会の決議により、支部を置くこともできることとします（原則として、従前の支部を引き継ぐことを予定しています。）また、法人の事業の統一的、機動的運営を図るため、委員会の設置を予定しています。

### 5 今後の進め方

#### （1） 2026（令和8）年度同窓会総会（令和8年5月23日開催予定）

通常の場合に加え、法人化に向けた案件の審議を行います。主要な審議事項については次のとおりです（②、③は法人設立登記を停止条件とする）

- ① 法人化方針の決定
- ② 同窓会（任意団体）の解散決議
- ③ 新法人への残余財産の引継ぎ、会員移行決議
- ④ 法人定款承認

（2） 総会終了後、速やかにこの内容を、同窓会ホームページや「朝陽」などにおいて会員に周知します。

（3） 準備手続きに着手し、令和8年10月中の法人成立を目指します。

（4） 法人設立後、財団を合併する手続きを進めます。

以上

